

判決年月日	平成30年3月7日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成29年(行ケ)第10169号		
○ 審決の商標法4条1項11号該当性の判断に誤りがあったとした事例。			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商標登録第5708397号, 無効2015-890082号

判決要旨

1 被告は、登録第5708397号商標(本件商標)の商標権者である。本件商標は、下記のとおり構成からなり、平成25年7月4日に登録出願され、第30類「茶、茶飲料、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、穀物の加工品、穀物の加工品を主材とする調理済み惣菜、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、お好み焼き、おにぎり、調理済みのラーメン、調理済みのうどん、調理済みの中華そば、調理済みのそうめん、調理済みの焼きそば、調理済みのパスタ、調理済み麺類、調理済みの炒飯、調理済みの丼物、調理済みの米飯、調理済みのスパゲティ、調理済みのカレーライス、ドライカレー、チャーハン」を指定商品として、平成26年9月5日に登録すべき旨の審決がされ(本件登録審決日)、同年10月10日に設定登録されたものである。

ゲンコツコロッケ

原告は、本件商標の無効審判請求をした(無効2015-890082号)。

特許庁は、「登録第5708397号の指定商品中、第30類『茶、茶飲料、菓子、コロッケ入り以外のパン、コロッケ入り以外のサンドイッチ、中華まんじゅう、コロッケ入り以外のハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、コロッケ用以外の調味料、穀物の加工品、穀物の加工品を主材とする調理済み惣菜、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、コロッケ入り以外の弁当、ラビオリ、お好み焼き、おにぎり、調理済みのラーメン、調理済みのうどん、調理済みの中華そば、調理済みのそうめん、調理済みの焼きそば、調理済みのパスタ、調理済み麺類、調理済みの炒飯、コロッケ入り以外の調理済みの丼物、調理済みの米飯、調理済みのスパゲティ、コロッケ入り以外の調理済みのカレーライス、ドライカレー、コロッケ入り以外のチャーハン』についての登録を無効とする。その余の指定商品についての審判請求は成り立たない。」との審決をした。

2(1) 本件商標は、「ゲンコツ」と「コロッケ」の結合商標と認められるところ、その全体は8字8音とやや冗長であること、「コ」の字がやや大きいこと、「ゲンコツ」も「コロッケ」も、それぞれ、「にぎりこぶし。げんこ。」、「揚げ物料理の一つ。」などの意味において一般に広く知られていることからすると、本件商標は、「ゲンコツ」と「コロ

ツケ」を分離して観察することが取引上不自然と思われるほど不可分的に結合しているとはいえないものである。

また、本件商標の指定商品のうち本件訴訟において争われている指定商品は、いずれも、「コロッケ入り」の食品であるから、本件商標の構成のうち「コロッケ」の部分は、指定商品の原材料を意味するものと捉えられ、識別力がかなり低いものである。これに対し、「ゲンコツ」は、食品分野において、ゴツゴツした形状や大きさがにぎりこぶし程度であることを意味する語として用いられることがあることから、「ゲンコツコロッケ」は、「ゴツゴツした、にぎりこぶし大のコロッケ」との観念も生じ得るが、常にそのような観念が生ずるとまではいえず、また、本件商標の指定商品の原材料である「コロッケ」は、ゴツゴツしたものやにぎりこぶし大のものに限定されていないのであるから、「ゲンコツ」は、「コロッケ」よりも識別力が高く、需要者に対して強く支配的な印象を与えるというべきである。

さらに、被告が、本件商標を使用して、「ゲンコツコロッケ」の販売を開始したのは、平成26年6月3日であり、販売開始は新聞の電子版で報道され、「ゲンコツコロッケ」は、人気商品となって、販売開始から短期間で多数個が販売されたことが認められる。しかし、本件登録審決日は上記の販売開始から約3か月間経過後であること、コロッケのような食品の需要者はきわめて多数にのぼると考えられることからすると、上記のような被告による販売の事実があるとしても、「ゲンコツコロッケ」が不可分一体と認識されると認めることはできない。

以上より、本件商標の要部は「ゲンコツ」の部分であると解すべきである。

(2) 本件商標の要部「ゲンコツ」と引用商標（「ゲンコツ」の文字を標準文字で表してなるもの）とは、外観において類似し、称呼を共通にし、観念を共通にする。したがって、両者は、類似しているものと認められる。

(3) 本件商標の指定商品のうち、第30類「コロッケ入りパン、コロッケ入りサンドイッチ、コロッケ入りハンバーガー、コロッケ入り弁当、コロッケ入りの調理済み丼物、コロッケ入りの調理済みのカレーライス、コロッケ入りのチャーハン」は、引用商標の指定商品である第30類「おにぎり、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ」に同一又は類似することについて、当事者間に争いはない。

(4) 以上より、本件商標は、指定商品「コロッケ入りパン、コロッケ入りサンドイッチ、コロッケ入りハンバーガー、コロッケ入り弁当、コロッケ入りの調理済み丼物、コロッケ入りの調理済みのカレーライス、コロッケ入りのチャーハン」につき、商標法4条1項11号に該当するから、原告の取消事由の主張には、理由がある。